

議案第 8 号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 3 月 2 日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削る。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の規定により、退職被保険者等となる者が被用者保険等保険者を代表する委員の参加基準以下となったことに伴い、加西市国民健康保険運営協議会の委員のうち、「被用者保険等保険者を代表する委員 2 人」を削除するもの。